

サービス付き高齢者向け住宅に係る
固定資産税減額申告書

年 月 日

(宛先) 太田市長

納税義務者 住 所												
フリガナ												
氏 名 <small>(法人の場合は法人名、 代表者)</small>												
個人番号又 は法人番号												

高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に該当するサービス付き高齢者向け住宅を新築したので、太田市市税条例附則第10条の3第4項の規定により、固定資産税の減額の適用について下記のとおり申告します。

申 告 事 項			
家屋所在地	太田市		
家屋番号			
種 用 途 類 (用 途)		構 造	
屋 根		地 上 階 数	階建
床 面 積	1階	m ² 1階以外	m ² 合計 m ²
建 築 年 月 日	年 月 日		
登 記 年 月 日	年 月 日		
土地の所有者	住 所		
	氏 名		
備 考			

※注意事項

- この申告書には、裏面に記載した書類を添付してください。
- 申告書の提出が、新築した年の翌年の1月31日以降になる場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税減額申告書 説明事項

1. 減額の対象となる住宅の要件

減額の対象となる住宅は、次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に新築され、登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅であること。
- (2) 床面積が一区画につき30㎡以上210㎡以下（共用部分含む）であること。
- (3) 主要構造部を耐火構造、または準耐火構造とした建築物等であること。
- (4) 建設に要する費用について、サービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る国又は地方公共団体の補助を受けていること。
- (5) 戸数が10戸以上であること。

2. 減額内容

新築後、5年度分の固定資産税額の3分の2が減額されます。

3. 申告の手続き

新築した年の翌年の1月31日までに必要書類を添えて申告してください。

○ 提出書類

- ① 申告書（サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税減額申告書）
- ② サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた旨を証する書類
- ③ サービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けた旨を証する書類

太田市役所総務部資産税課家屋係
〒373-8718 太田市浜町2番35号
TEL: 0276-47-1819 (直通)
FAX: 0276-47-1870